

コートジボワール共和国第1憲法

(1960年11月3日制定)

佐藤 章 訳*

* * *

前文

コートジボワール人民は、1789年の市民人権宣言と1948年の普遍的宣言によって定義され、この憲法によって保障されている民主主義と人権の原則への愛着を宣言する。

コートジボワール人民は、正義、自由、平等、友愛、人間の連帯という理想を共有する人民と、平和と友好のなかで協力する意志を表明する。

第1章 国家と主権

第1条 [国家]

コートジボワール国家は、独立し主権を持つ共和国である。

国家の象徴は、オレンジ、白、緑の縦帯の三色旗である。

国歌は、「ラビジャネーズ」である。

共和国の標語は、「団結、規律、労働」である。

公用語は、フランス語である。

第2条 [共和国]

コートジボワール共和国は、単一にして不可分、非宗教的、民主的、社会的である。

その原則は、人民の、人民による、人民のための政府である。

第3条 [主権]

主権は人民に属する。

人民のいかなる部分も、いかなる個人も、主権の行使をわがものとしえない。

第4条 [主権の行使]

人民は、代表者と国民投票によって主権を行使する。国民投票に訴える際の条件は法律で定められる。

最高院は、国民投票の作業の適正性を監督し、結果を宣言する。

第5条 [参政権]

投票は、普通、平等、秘密である。

市民的権利と政治的権利を享受するすべての成人した両性のコートジボワール国籍者が、法律で定められた条件のもとで、選挙人である。

第6条 [法のもとの平等]

共和国は、出身、人種、性、宗教の分けへだてなく、法律のもとの平等を全員に保障する。共和国はすべての信教を尊重する。

人種的・エスニック的な性格を持つあらゆる個別主義的な政治宣伝、人種差別的な表現は、法律で罰せられる。

第7条 [政党・政治団体]

政党と政治団体は、選挙での表明が実現されるよう協力する。国家主権と民主主義の原則ならびに共和国の法律を尊重する条件のもとで、政党と政治団体は自由に結成され、活

動する。

第2章 共和国大統領と政府

第8条 [大統領の地位と職務]

共和国大統領は、国家元首である。共和国大統領は、国民の統一を体現する。共和国大統領は、憲法の尊重を監視する。共和国大統領は、国家の連続性を保障する。共和国大統領は、国民の独立、領土の一体性、国際的な条約・合意の尊重の保障者である。

第9条 [大統領の任期]

共和国大統領は、直接普通選挙によって5年の任期で選出される。共和国大統領は、再選できる。

第10条 [大統領の選出方式]

共和国大統領の選出は、第1回投票での絶対多数によってなされる。これに該当しない場合は、共和国大統領は、第1回投票の15日後に実施される第2回投票での相対多数で選出される。

選挙人の招集は、大臣会議で決定されたデクレによってなされる。

共和国大統領選挙の第1回投票は、総選挙の実施日として定められた日と同じ日に実施される。

これらの選挙は、現職大統領の権限ならびに現行立法期の失効の20日前から50日前のあいだに実施される。

被選挙権、立候補の届け出、投票・開票・結果宣言の進め方は、法律で諸条件を定める。最高院は、これらの作業の適正性を統括する。

第11条 [大統領職空席時の手続き]

共和国大統領職が、死亡、辞任もしくは絶対的な職務遂行不可能により空席になった場合には、共和国大統領の職務は、国民議会議長によって国民議会のなかから選ばれた人物

により、暫定的に行使される。

残された大統領の任期が12カ月以下の場合には、共和国大統領選挙は開催されない。国民議会議長によって指名された大統領が、当然の法的権利として、この資格に付与された身分、権限、特権を備えた共和国大統領となる。

大統領の任期が12カ月を超えて残っている場合は、新しい共和国大統領選挙が行われる。新共和国大統領の任期は、国民議会の権限が切れる日に終了する。

第12条 [大統領と政府]

共和国大統領は、執行権の排他的保持者である。

共和国大統領は、政府の構成員を任命し、管轄を決定する。

政府の構成員は、共和国大統領に責任を負う。共和国大統領が、政府の構成員の職務を終了させる。

第13条 [大統領と国民議会]

共和国大統領は、国民議会の構成員とともに法律の発議権を持つ。

共和国大統領は、国民議会議長から送付を受けてから15日のあいだに法律を審署することを保障する。

審署の期限は、国民議会が緊急を宣言した場合には5日に短縮される。

共和国大統領は、審署の期限が切れる前に、国民議会に対して、法律もしくは一部の条文についての再審議を求めることができる。この再審議は拒否されない。

共和国大統領はまた、審署の期限までのあいだに、第1回の審議で法文の採択がなされた会期の次の通常会に再審議がなされることを求めることができ、これは当然の法的権利として認められる。

再審議の際の票決は、国民議会の構成員の3分の2の多数によってなされる。

第 14 条 [大統領と国民投票]

共和国大統領は、国民議会理事部との同意ののち、人民の直接の諮問を求めべきとされるすべての法文を国民投票に付することができる。

国民投票が法律案を採択するとの結論を出したときには、共和国大統領は、前条で定められた期限までにこの法律を審署する。

第 15 条 [大統領と法律・規則]

共和国大統領は、法律と司法による決定の執行を保障する。共和国大統領は、共和国の領土全体に規則を適用する。

第 16 条 [大統領と信任状の授受]

共和国大統領は、大使・特使に信任状を渡して外国等へ派遣する。外国の大使・特使は、共和国大統領に信任状を渡して派遣を受け入れられる。

第 17 条 [大統領と行政]

共和国大統領は、行政の長である。共和国大統領は、国家の文民、軍人のポストへの任命を行う。

第 18 条 [大統領と軍]

共和国大統領は、軍の長である。

第 19 条 [例外的措置]

共和国の制度、国民の独立、領土の一体性、国際的誓約の遂行が、深刻かつ危急に脅かされているとき、共和国大統領は、国民議会議長に必ず諮ったのち、状況が要請する例外的措置をとることができる。

共和国大統領は、そのことについて国民に親書で伝える。

国民議会は、当然の法的権利として開会する。

第 20 条 [大統領と恩赦]

共和国大統領は、恩赦の権限を持つ。

第 21 条 [大統領と政策]

共和国大統領は、国民の政策を決定し、導く。

第 22 条 [大臣会議]

共和国大統領は、大臣会議を主宰する。大臣会議は、以下の事項を義務として審議する。

- －国家の政策全般を定める決定
- －政府提出法律案
- －オールドナンスと一般規制デクレ
- －国家の上級職に関する任命であって、法律によってリストが作成されるもの

第 23 条 [大臣会議と最高院]

法律、オールドナンス、一般規制デクレの案は、大臣会議への付議に先立ち、最高院で諮問のための検討に付することができる。

第 24 条 [閣僚への委任]

共和国大統領は、権能の一部を大臣に委任することができる。

第 25 条 [兼任の禁止]

共和国大統領と政府の構成員の職務は、国会のあらゆる職務、あらゆる公的雇用、あらゆる職業活動と兼任不可である。

第 26 条 [国民議会への親書]

共和国大統領は、国民議会に対して、直接もしくは親書によって意見を伝えることができる。親書は、国民議会議長によって代読される。意見に対して審議はなされない。

第 3 章 国民議会

第 27 条 [一院制]

国会は、国民議会という名称の単一の院で構成され、構成員は国民議会議員の肩書きを持つ。

第 28 条 [法律と租税]

国民議会は、法律の票決を行い、租税に同意する。

第 29 条 [議員の選出方法]

国民議会議員は、全国分の単一名簿に対する直接普通選挙で選出される。

立法期の期間は、5年である。

国民議会の構成員の数、被選挙資格の条件、被選挙不可・兼任不可に該当する条件、投票の方法、国民議会議員の議席が空席になった場合の新しい選挙の実施条件は、法律で定める。

立候補者の被選挙資格に関する異議申し立ては、最高院が裁定する。

第 30 条 [選出の承認]

国民議会構成員の当選の有効性は、国民議会のみが裁定する。

第 31 条 [通常会]

毎年、国民議会は、当然の法的権利として、通常会を 2 回開会する。第 1 会期は、4 月の最終水曜日に開会する。会期は、3 カ月を超えることができない。

第 2 会期は、10 月の第 1 水曜日に開会し、12 月の第 3 金曜日に閉会する。

第 32 条 [臨時会]

国民議会の臨時会は、共和国大統領もしくは国民議会議員の絶対多数の要求に基づき、あらかじめ定められた議事日程のもとで、議長によって召集される。

臨時会は、議事日程が終了次第閉会となる。

第 33 条 [議長の任期]

国民議会の議長は、立法期を任期として選出される。

第 34 条 [議事の公開]

国民議会での議論の完全な議事録は、官報に刊行される。

共和国大統領または国民議会議員の 3 分の 1 の要求により、国民議会は秘密会とすることができる。

第 35 条 [議員の票決権]

各国民議会議員は、国民全員の代表である。命令的委任は、無効である。

国民議会議員の投票権は、一身上のものである。しかしながら、国民議会議員が、病気、政府もしくは国民議会が彼に与えた任務・職務の遂行、兵役義務の遂行のいずれかの理由により欠席する場合には、投票の委任が認められる。何人も、1 回の投票に際して、1 票を超える投票の委任を受けることができない。

第 36 条 [議員活動への不訴追]

いかなる国民議会議員も、職務遂行時になされた意見表明や投票に関して、起訴、捜査、逮捕、勾留、審判を受けることがない。

第 37 条 [議員の不逮捕特権等]

いかなる国民議会議員も、会期中、重罪もしくは軽罪に関し、現行犯の場合を除き、国民議会の承認があるときしか起訴、捜査、逮捕されない。いかなる国民議会議員も、会期外に、現行犯、承認された起訴、確定した判決の場合を除き、国民議会理事部の承認があるときしか逮捕されない。

国民議会議員に対する勾留もしくは起訴は、国民議会が要求した場合には中断される。

第 38 条 [議員手当]

国民議会議員は、法律で定められた額の手当を受け取る。

第 39 条 [国民議会の規則]

国民議会は、自らの規則を定める。

第4章 国民議会と政府の関係

第40条 [政府構成員の出席]

政府の構成員は、国民議会の委員会に出席できる。政府の構成員は、委員会の依頼により意見を聴取される。

政府の構成員は、政府委員の補佐を受けることができる。

第1部 法律と規則に関連する領域

第41条 [法律事項]

法律は、以下に関するものの規則を定める。

第1に、

- 市民の資質・資格、公民権、公的自由の行使のために市民に付与されている基本的保障
- 国籍、人の身分と能力、夫婦財産制、相続、恵与
- 慣習が申し立てられ、憲法の基本的な原則と調和を得るための手続き
- 重罪・軽罪の定義、それに与えられる刑罰の定義、刑事事件手続き、大赦
- 司法裁判所、行政裁判所の組織ならびにそこでの手続き、司法官、裁判所付属吏ならびに司法補助職の身分
- あらゆる性格の賦課に関する基準、率、徴収方法
- 通貨の発行制度
- 国民議会と地方議会の選挙制度
- 公施設の範疇の創設
- 公務員の身分規程
- 行政の組織全般
- 戒厳令と緊急事態

法律は、以下の基本的な原則を定める。第2に、

- 国防組織
- 教育
- 財産権、物権、民事債務、商事債務
- 労働法、組合法、社会的組織
- 国有財産の譲渡と管理

— 共済組織と貯蓄

— 生産組織

— 輸送体制ならびにテレコミュニケーション

予算法律は、国家の歳入と支出を決定する。計画法律は、国家の経済活動、社会活動の目的を定める。

第42条 [戦争の宣言]

戦争の宣言は、国民議会によって承認される。

第43条 [戒厳令]

戒厳令は、大臣会議のデクレによって決定される。国民議会は、会期中でない場合は法律上当然に開会する。

戒厳令の15日を超えての延長は、国民議会によってしか承認されない。

第44条 [規則事項]

法律領域以外の事柄は、規則の性格を持つ。立法的な形態を持つ法文であって、この憲法の発効前に決定されたものは、最高院の諮問ののちに制定されたデクレにより、修正することができる。

第45条 [立法の授権]

共和国大統領は、自らの計画を執行するために、通常は法律の領域に属する措置を、限られた期間のあいだオルドナンスによってとれるよう、法律によって承認することを国民議会に求めることができる。

オルドナンスは、可能であれば最高院の諮問を経たのち、大臣会議によって決定される。オルドナンスは発表と同時に効力を持つが、追認のための政府提出法律案が、授権法律に定められた期日までに国民議会に提出されなかった場合には、失効する。

本条の第1段落で言及された期限が切れた場合には、オルドナンスに含まれている立法領域に関する定めは、法律によってしか修正されえない。

第 46 条 [不受理]

法律の領域に属しない提案もしくは修正は、不受理となる。不受理は、国民議会議長によって宣言される。

異議申し立ての場合は、共和国大統領もしくは国民議会議長から付託された最高院が、8 日以内に裁決を下す。

第 2 部 法律の作成

第 47 条 [議員提案の制限]

国民議会議員により提出された法律案もしくは修正案は、その採択が結果として、公的負担の新たな発生もしくは増加をもたらす場合には、それに相当する歳入の増加もしくは予算の削減を伴わないかぎり、受理されない。

第 48 条 [委員会提出]

政府提出法律案の審議は、委員会によって提出された法文をもとに行う。

政府からの求めがある場合には、委員会は、政府と見解が異なる点について、国民議会に知らせなければならない。

第 49 条 [議員修正権]

国民議会議員は、修正権を持つ。

第 50 条 [予算法律]

国民議会は、法律で定められた条件にしたがい、予算法律案を票決する。

第 51 条 [予算法律の会期]

国民議会は、10 月の会期入りとともに、予算法律案に取り組む。予算法律案は、支出全体の充当に必要な歳入を用意する必要がある。

国民議会は、均衡予算を票決する。

もし、国民議会が、予算法律案の提出から 70 日以内に判断を示せない場合は、予算法律案に盛り込まれた措置は、オルドナンスによって発効する。

政府は、追認の立法のため、15 日の会期の臨時会で召集された国民議会に付託する。

もし、国民議会が、この臨時会の会期末までに予算を票決できない場合、予算はオルドナンスによって確定的に成立される。

もし、予算法律案が、予算の執行開始までに審議されるのに適した時期に提出されなかった場合には、共和国大統領は、緊急に国民議会に対して、前年予算の 12 分の 1 を暫定的予算とする許可を求める。

第 52 条 [国民所得勘定]

国民議会は、予算法律で定められた様式にのっとり、国民所得勘定を定める。

第 5 章

国際的な条約と合意

第 53 条 [条約の交渉と批准]

共和国大統領は、国際的な合意および条約を交渉し、批准する。

第 54 条 [条約法律主義]

平和条約ならびに国際組織に関する条約もしくは合意であって、国家の法律を修正するものは、法律のあとにしか批准されえない。

第 55 条 [条約が憲法違反の場合]

もし、共和国大統領もしくは国民議会議長の付託を受けた最高院が、国際的誓約が憲法に反する条項を含むと宣言した場合には、憲法改正後にしか批准の承認がなされえない。

第 56 条 [法律への優越]

通常通りに批准された条約もしくは合意は、それぞれの条約・合意が相手国においても適用されていることを条件として、発効され次第、法律より上位の権威を持つ。

第6章 最高院

第57条 [構成]

最高院は4部からなる。憲法部、司法部、行政部、会計部である。

最高院の構成、組織、権限、職務は、法律が定める。

第7章 司法権

第58条 [人民と司法]

司法は、人民の名において、国家の領土に適用される。

第59条 [判事と大統領]

判事は、職務遂行において法律にしか従属しない。

共和国大統領は、判事の独立を保障する。

共和国大統領は、司法官職高等評議会によって補佐される。

第60条 [司法官職高等評議会]

司法官職高等評議会の構成、組織、職務は、法律が定める。

第61条 [裁判官の指名]

裁判官は、司法官職高等評議会の意見聴取ののち、国璽尚書たる司法大臣の提案に基づき、共和国大統領によって任命される。

第62条 [個人的自由]

何人も恣意的に拘束されない。すべての被告人は、当人に提供された弁護の保証がなされた手続きのあとに彼の有罪が確立されるまでは、推定無罪である。司法権は、個人の自由の守護者であり、法律の定める条件のもとで、この原則を尊重することを保証する。

第8章 高等法院

第63条 [構成]

高等法院は、新たに総選挙がなされるたびごとに、国民議会が互選で選出した国民議会議員で構成される。高等法院は、院長を構成員のなかから選出する。

法律が、高等法院の構成員数、運営規則ならびに裁判手続きを定める。

第64条 [管轄]

共和国大統領は、大反逆罪の場合にしか、自らの職務遂行に関する責任を負って高等法院に起訴されることがない。

高等法院は、職務遂行のなかでなされた重罪と軽罪と見なされる事項を理由とするもの、ならびに国家の安定に対する謀議に共謀したことに關する、政府の構成員に対する審理を管轄する。

第65条 [手続き]

共和国大統領と政府の構成員に対する告訴は、公開投票により、国民議会を構成する議員の3分の2の賛成によって票決される。

第66条 [罪刑法定主義]

高等法院は、追及されるべき事柄が行われたときに有効だった刑法に由来する、重罪もしくは軽罪の定義と刑罰の内容に拘束される。

第9章 経済社会委員会

第67条 [職務]

経済社会委員会は、政府提出法律案ならびにオールドナンスとデクレの案に対して、また同委員会に付託された議員提出の法律案について意見を述べる。

経済的、社会的な性格を持つ計画に関する政府提出法律案は、経済社会委員会にて意見

を諮られる。

共和国大統領は、経済的、社会的な性格を持つあらゆる問題について、経済社会委員会に諮問することができる。

経済社会委員会の構成ならびに運営規則は、法律によって定められる。

第 10 章 地方公共団体

第 68 条 [設置]

国家の地方公共団体は、法律によって創設される。

法律は、地方公共団体の自由な行政、権限、資源に関する基本原則を定める。

第 11 章 国家間の提携と協力

第 69 条 [提携協定]

コートジボワール共和国は、ほかの国家と提携協定を締結することができる。

共和国は、提携した国家とのあいだに、共同の運営、協調、自由な協力のための政府間組織を創設することを受け入れる。

第 70 条 [目的]

これらの組織は、とりわけ以下の目的を持つことができる。

- －通貨・経済・財政政策の調和
- －関税同盟の創設
- －連帯基金の創設
- －開発計画の調和
- －外交政策の調和
- －国防を確保するための専門的手段の共同設置
- －司法組織の調整
- －高等教育に関する協力
- －保健衛生に関する協力と調整
- －公務員の身分ならびに労働権に関する規

則の調和

－交通、コミュニケーション、通信に関する調整

第 12 章 憲法改正

第 71 条 [発議権]

憲法改正の発議権は、共和国大統領と国民議会の構成員に属する。

第 72 条 [手続き]

改正の審議がなされるためには、政府提出改正案も議員提出改正案も、国民議会を構成する構成員の 4 分の 3 の賛成で、票決されていなければならない。

憲法改正は、国民投票で承認されなければ実現しない。ただし、政府提出改正案も議員提出改正案も、国民議会を構成する構成員の 5 分の 4 の賛成で票決されている場合は、例外である。

第 73 条 [制限]

いかなる改正手続きも、領土の一体性が侵害されているときには着手も追求もできない。政府の共和政体は、改正の対象にできない。

第 13 章 総則と経過措置

第 74 条 [今後の予定]

本憲法の適用に必要な措置は、国民議会の票決を受ける法律の主題となる。

1960 年 12 月 12 日までに、共和国大統領は職務につき、国民議会は召集される。

第 75 条 [経過措置]

新しい機関と制度の設置までのあいだ、共和国において確立されている機関が、引き続き職務を行使し、現行制度も維持される。

第76条〔経過措置〕
新しい法文が作成されている場合を除き、
本憲法に反するところのないものについては、

コートジボワールで現在有効な法制度が、引
き続き適用される。

* * *

* 本訳は、コートジボワール共和国が独立ののち最初に制定した憲法の、制定時の条文 (Loi n° 60-356 du 3 novembre 1960) を、D.-G. Lavroff et G. Peiser 1961. *Les constitutions africaines: l'Afrique noire francophone et Madagascar; texte et commentaire*. Paris: A. Pedone.を底本に訳出したものである。各条の番号のあとの〔 〕での記述は原文にはなく、訳者が付記した当該条文の概要である。本訳は、2017年3月15日付けの初訳版に修正を施し、2017年6月29日に確定した第2訳版である。修正では、第2、第3憲法との対応を考慮した訳語・訳文の再検討が反映されているほか、初訳版にあった軽微な訳出漏れと不適切な訳語が訂正され、さらに、読み易さの面から全般にわたり表現の改善が行われている。